

# 現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

## (現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
  - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
  - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、市町村が保育所を決定する仕組み。

## (市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、市町村に対して、認可保育所において保育する義務(保育の実施義務)を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。  
 (※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)

